

合理的配慮における 現状と課題

九州大学 キャンパスライフ・健康支援センター
インクルージョン支援推進室

助教 植田隆博

教授 田中真理

本日の流れ

I. アンケート回答結果

- 全体の回答結果
- FDで聞きたいことの自由記述

II. 全学および理学部における合理的配慮

- 合理的配慮の概念（必要性・適当性）
- 全学および理学部・理学府における合理的配慮提供の状況

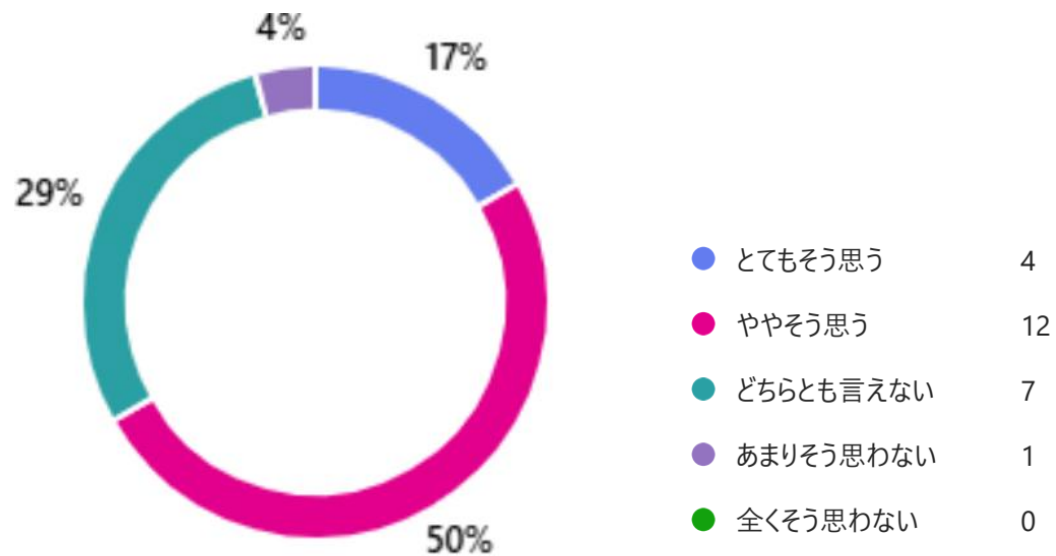
III. 事例（過敏性腸症候群の学生）

IV. 来年度の合理的配慮WEBシステムについて

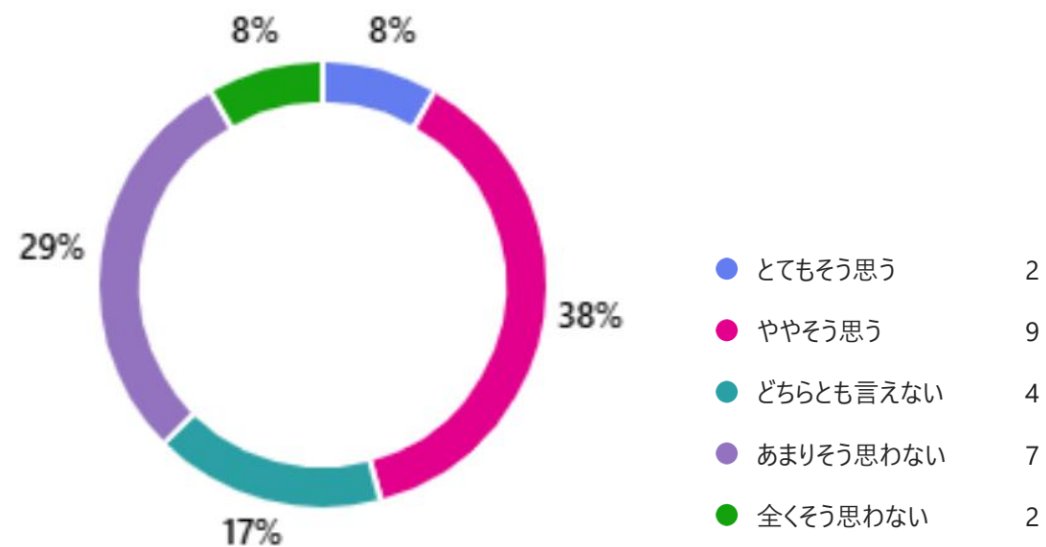
- 教員側の入力もWEBシステム内で実施可能に

Ⅱ. アンケート回答結果

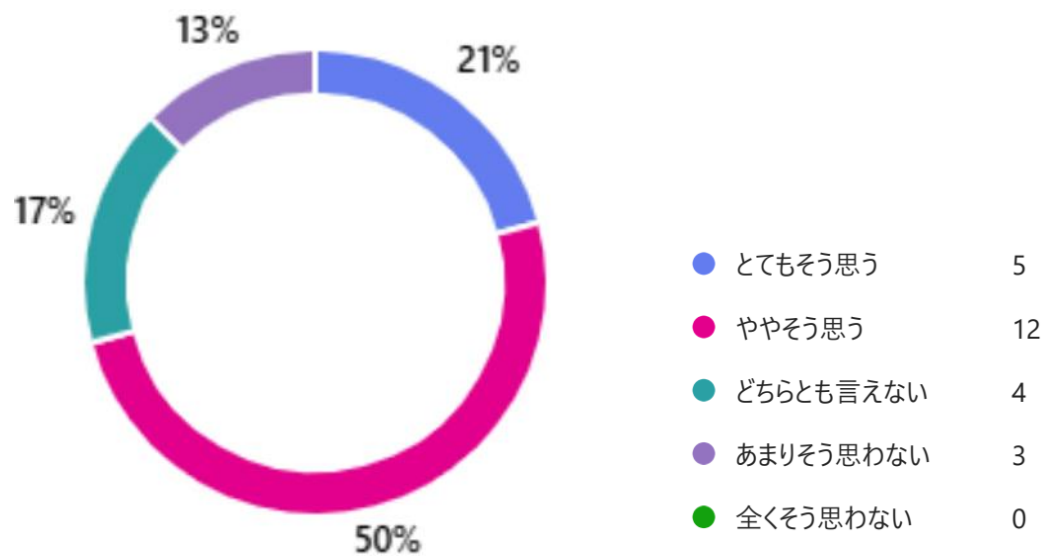
1. 合理的配慮によって学生の就学機会は保証されていると思う。



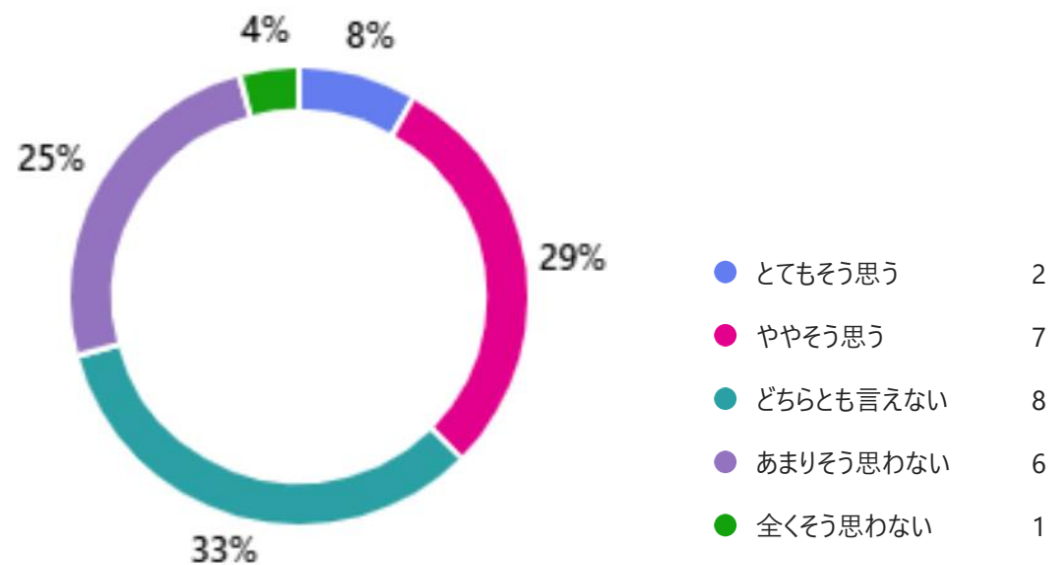
2. 障害者支援(合理的配慮等)は過重な負担と感じる。



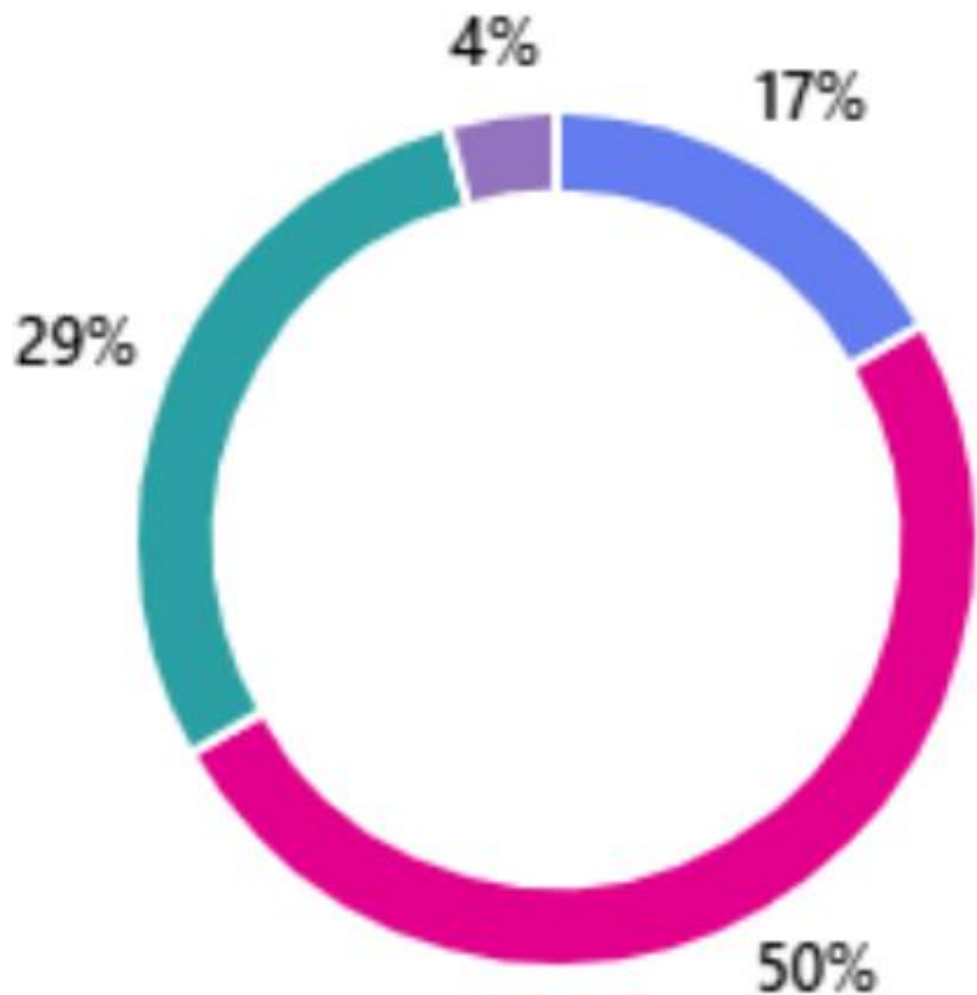
3. 合理的配慮の适当性の判断において、どう回答すれば良いか分からず迷う。



4. 授業で合理的配慮を提供することは、結果的に他の学生にとっても有益になる。



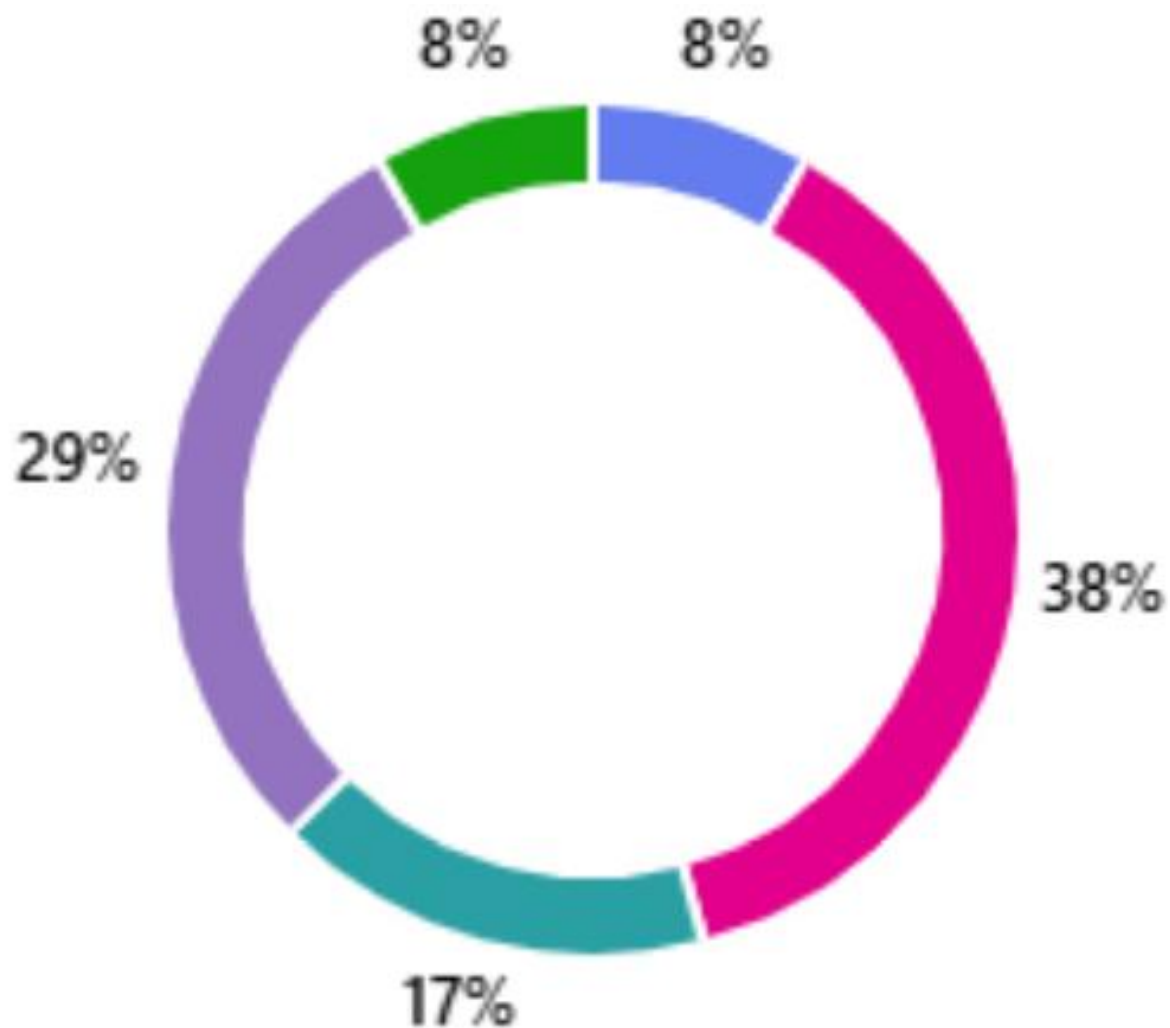
1. 合理的配慮によって学生の就学機会は保証されていると思う。



おおよそ70%の先生が
「保障されている」と感じている

● とてもそう思う	4
● ややそう思う	12
● どちらとも言えない	7
● あまりそう思わない	1
● 全くそう思わない	0

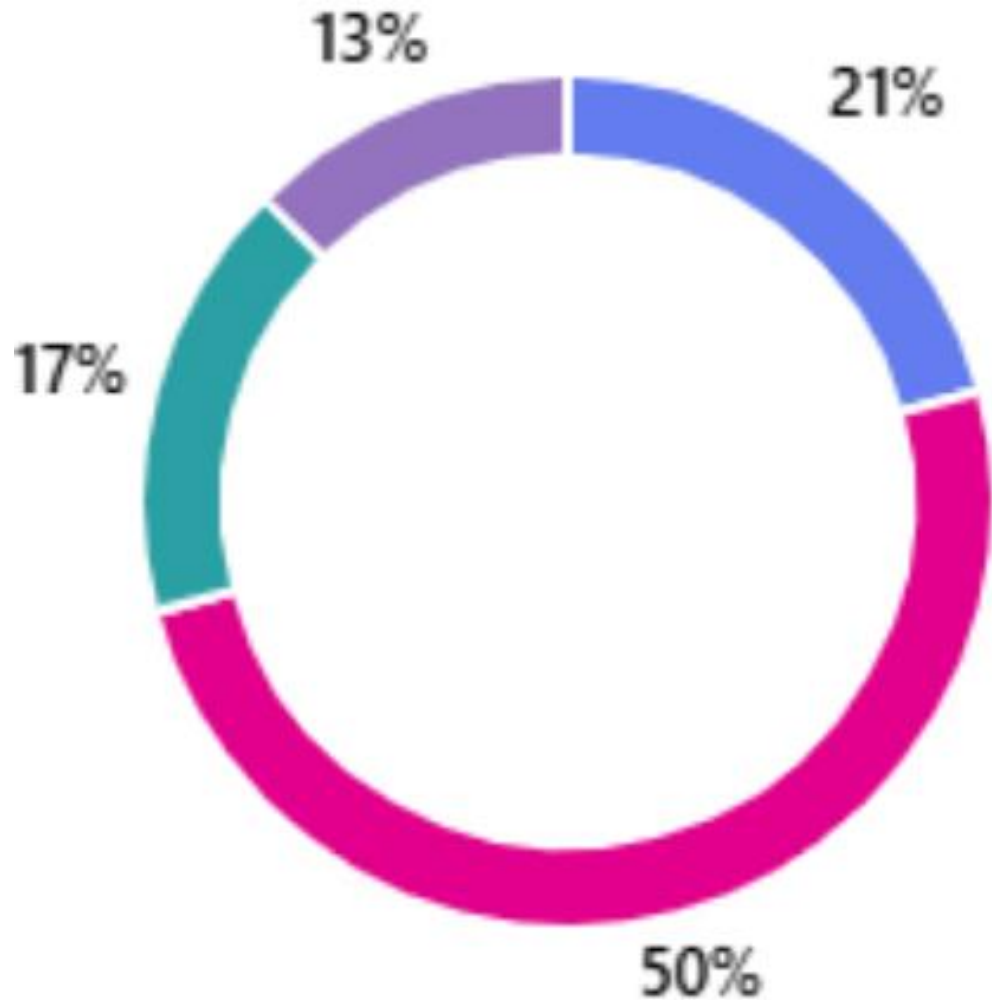
2. 障害者支援(合理的配慮等)は過重な負担と感じる。



おおよそ4割の先生は
過重な負担と感じていない

● とてもそう思う	2
● ややそう思う	9
● どちらとも言えない	4
● あまりそう思わない	7
● 全くそう思わない	2

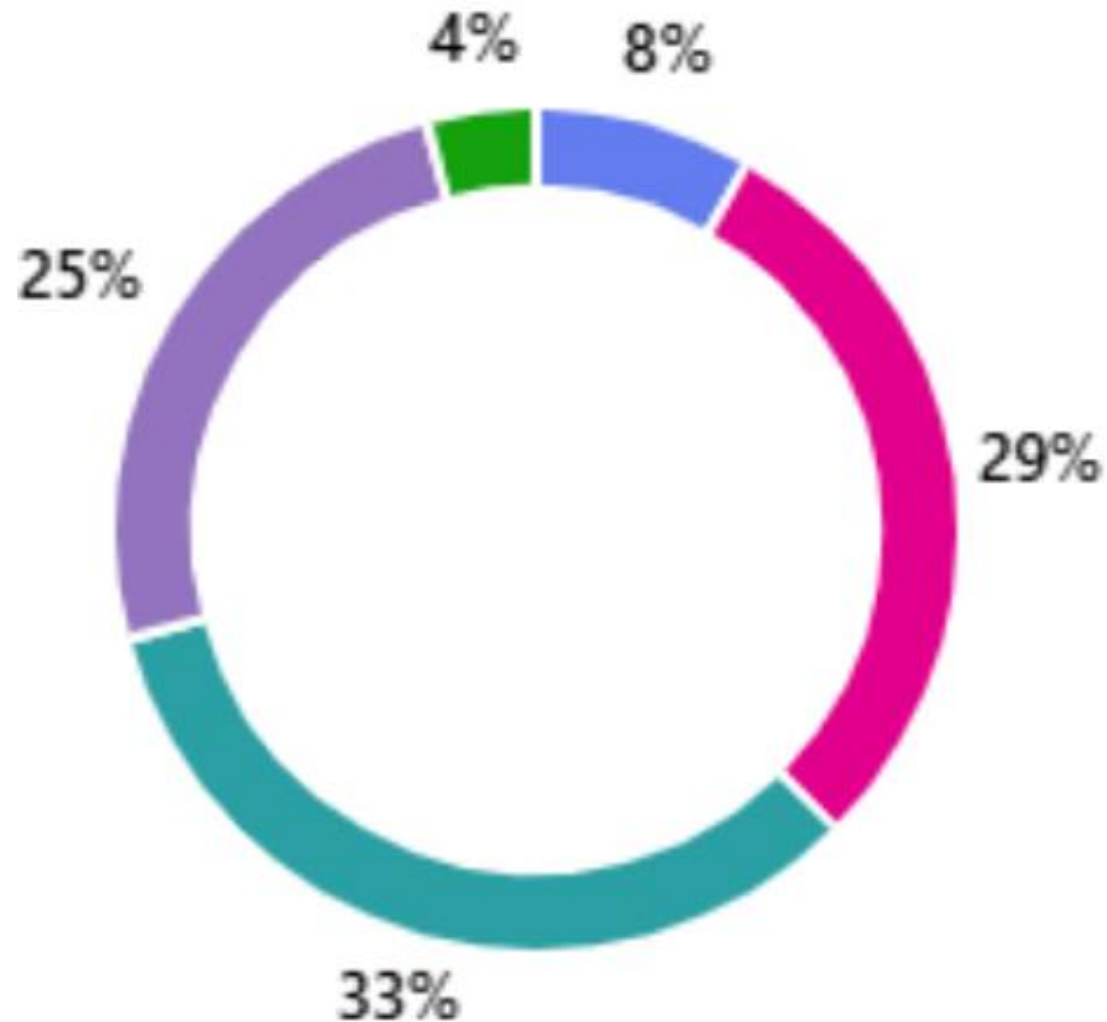
3. 合理的配慮の妥当性の判断において、どう回答すれば良いか分からず迷う。



70%以上の先生が
妥当性の判断に悩む

● とてもそう思う	5
● ややそう思う	12
● どちらとも言えない	4
● あまりそう思わない	3
● 全くそう思わない	0

4. 授業で合理的配慮を提供することは、結果的に他の学生にとっても有益になる。



おおよそ**40%**の先生は
他学生に**有益**と感じている

● とてもそう思う	2
● ややそう思う	7
● どちらとも言えない	8
● あまりそう思わない	6
● 全くそう思わない	1

自由記述（「FDで聞きたいこと」）

- ・具体的な事例が聞きたい（課題となっていることも）。
- ・合理的配慮が運用されて10年近く。**現時点での問題点や課題**となっていることを聞きたい。
- ・試験を受けられない学生に対してレポートで成績評価を行うとして、生成AIの使用により実質的に評価が機能しなくなる可能性はないか（特に**公平性の担保**に関して）。
- ・配慮申請後に、学生から**具体的な要望が寄せられる割合が非常に少なく**感じるが、特に要望がないことが多いのか、要望を出せていないだけなのか？
- ・**「過重な負担」の範囲**については、どのように判断すればいいか。具体的な例を教えてほしい。
- ・要求されている**合理的配慮の範囲**が明確でないため、配慮についての書類に配慮可能と回答すると、際限なく対応しないといけないようにみえる。例えば、別日程での試験に対応可と答えると、どこまで対応すべきなのか？公欠のように診断書を必須とするなどであれば、一定の線引きができると思う。合理的配慮の申請をした学生が講義に全く出席していない、試験も受けないことが多い。また余裕のない成績締め切りの設定がそもそも合理的配慮に対応できるものになっていないと思うが、どのようにすれば良いか？

（コメントとして）

- ・詳細な配慮申請に基づき丁寧に対応を進めても、実施前の本人確認に全く反応がないケースがある。配慮申請や追加的対応を求める以上、**最低限の連絡・確認への応答といったマナー**も必要ではないか。権利の重要性は理解しつつ、その点ばかりが強調されているように感じる。
- ・配慮申請に関する要望書のダウンロード・記入・ファイル名の変更・アップロードという一連の作業について、複数が重なることもあり、やはりまだ煩雑に感じる。WEB上で入力できるシステムなど、**より負担の低い方法を検討**してほしい。

Ⅱ. 全学および理学部における 合理的配慮提供の状況・課題

合理的配慮とは

障害のある学生の平等な学習機会を確保するための、必要かつ適当な変更及び調整。

教育の本質を保ちつつ、過重な負担を伴わない範囲で行う。

必要性

判断主体	キャンパスライフ・健康支援センター
判断内容	配慮申請者の機能障害と配慮内容との整合性

この学生には〇〇の機能障害があるので、「××」の配慮が必要である。

適当性

判断主体	部局(理学部の担当者・授業担当教員)
判断内容	配慮内容と教育目的・評価基準との整合性

配慮「××」を行うことにより教育の本質は変更されないため、配慮は適当である。

理学部・理学研究院における 障害のある学生に対する 修学支援の流れ

× 障害者支援専門部署が定めた流れ

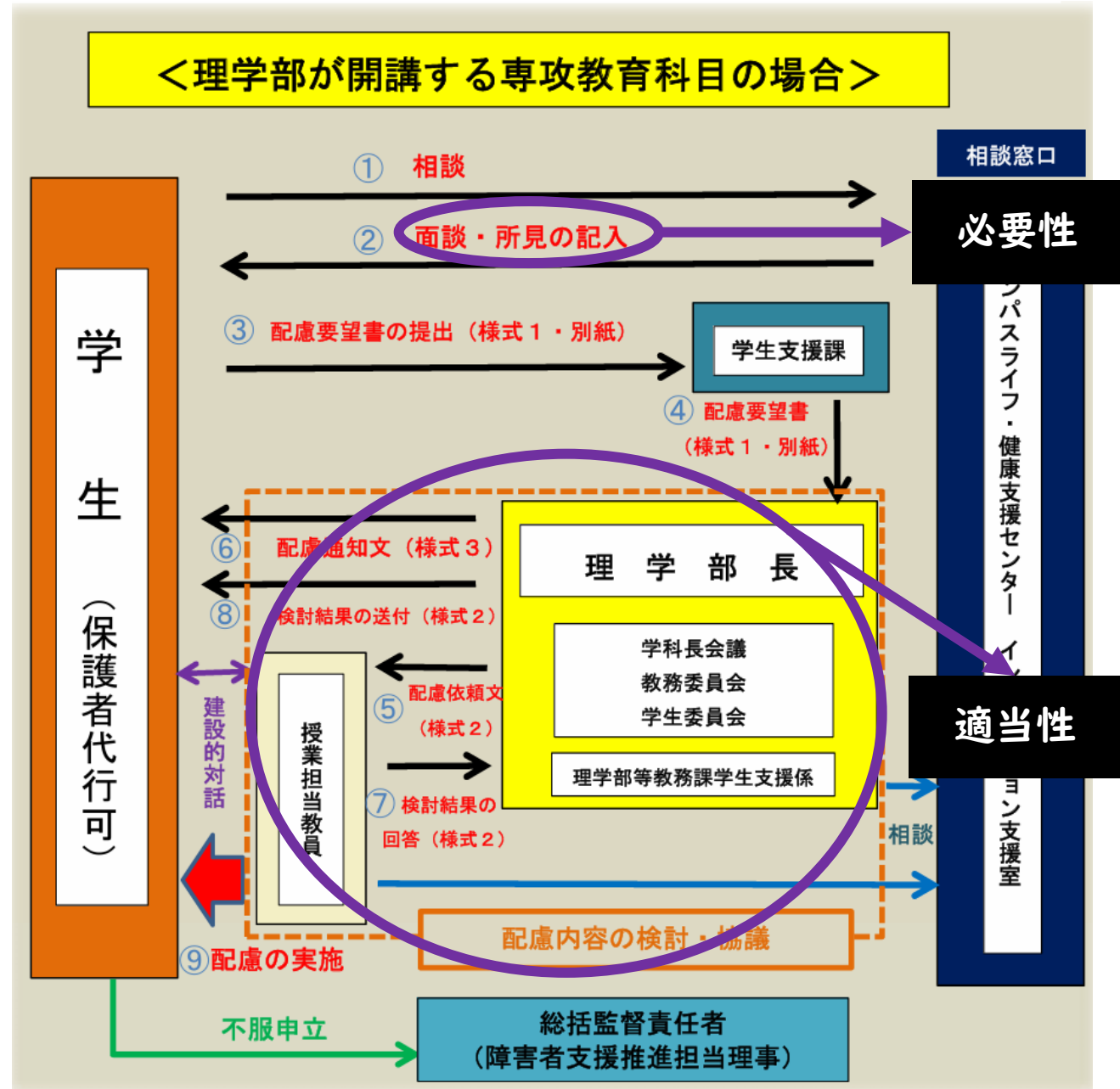
○ 各部署が定めた流れ

※ 点線内は部局によって様々
例)

A学部は教員が診断書を確認する

B学部は院長と教務担当教員が適当性判断

C学部は独自に定めた流れ 等・・・



「必要性」判断について

合理的配慮とは

障害のある学生の平等な学習機会を確保するための、必要かつ適当な変更及び調整。

教育の本質を保ちつつ、過重な負担を伴わない範囲で行う。

必要性

判断主体	キャンパスライフ・健康支援センター
判断内容	配慮申請者の機能障害と配慮内容との整合性

この学生には〇〇の機能障害があるので、「××」の配慮が必要である。

適当性

判断主体	部局(理学部の担当者・授業担当教員)
判断内容	配慮内容と教育目的・評価基準との整合性

配慮「××」を行うことにより教育の本質は変更されないため、配慮は適当である。

診断書および聴き取った内容から、症状がかなり不安定で、学びたい意欲はあるものの、授業へ毎回出席するのは難しいため、欠席時の配慮が**必要だろう**。
(障害との関連が不明瞭な場合は必要性を認めない)

障害特性や症状に
応じた検討

学外医療機関
学内専門機関
インクルージョン支援推進室

必要性

相談

合理的配慮要望：

授業を欠席したときの学習を保障する

うつの学生

合理的配慮の必要性判断

～根拠となる資料～

- ・ 診断書
- ・ 障害者手帳
- ・ 各種検査の結果
- ・ 専門家の所見
- ・ 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料

- ※ 学生が要望する配慮が全て認められているわけではない。
- ※ インクルージョン支援推進室の専門家同士の「**必要性検討専門部門会議**」を経て必要性を判断

インクルージョン支援推進室の必要性判断に係る専門職スタッフ (9名)

- ・ 田中真理 (臨床心理学・発達障害学／臨床心理士)
- ・ 吉田ゆり (臨床心理学・発達障害学／臨床心理士)
- ・ 大野愛哉 (臨床心理学・発達障害学／臨床心理士)
- ・ 植田隆博 (特別支援教育学・障害者福祉)
- ・ 脇浜幸則 (臨床心理学・発達障害学／臨床心理士)
- ・ 間田陽子 (特別支援教育学／福岡市登録手話通訳者)
- ・ 永田萌奈 (スクールソーシャルワーク／社会福祉士)
- ・ 日下部修 (障害者福祉／作業療法士)
- ・ 末吉穂月 (臨床心理学／臨床心理士)

「**适当性**」判断について

合理的配慮の適当性

必要性

判断主体	キャンパスライフ・健康支援センター
判断内容	配慮申請者の機能障害と配慮内容との整合性

この学生には〇〇の機能障害があるので、「××」の配慮が必要である。

適当性

判断主体	部局(理学部の担当者・授業担当教員)
判断内容	配慮内容と教育目的・評価基準との整合性

配慮「××」を行うことにより教育の本質は変更されないため、配慮は適当である。

➡授業担当教員は、教育目的・評価基準といった「教育の本質」からみた配慮の適当性を判断する

×「この障害の状態像であれば自分の授業でこの配慮は必要ないだろう」
➡必要性の判断なので不適當！

過重な負担とは

九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領より

第5 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については、障害者差別解消法の趣旨を損なうこと（具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなど）なく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

- (1)教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2)実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3)費用・負担の程度
- (4)本学の規模、財務状況

→上記に照らし、過重な負担である場合には合理的配慮の実施ができないことも。ただし、**代替案の検討なく対応を断る／抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず参加や支援を断る等** →合理的配慮の不提供にあたり、禁止されている。

診断書および聴き取った内容から、症状がかなり不安定で、学びたい意欲はあるものの、授業へ毎回出席するのは難しいため、欠席時の配慮が**必要**だろう。

体験型の学びであるため、実際に授業に出席し学ばない限り、この授業目的を達成したとは評価できない
→オンライン授業での代替は**適当**ではないだろう。

必要性

適当性

障害特性や症状に応じた検討

合理的配慮要望：

オンライン授業の提供

受験選抜目的・評価基準・授業目的・3ポリシーに応じた検討

相談

建設的対話

学外医療機関
学内専門機関
インクルージョン支援推進室

うつの学生

部局/授業担当教員

合理的配慮：
障害による社会的障壁を除去低減するために必要かつ適当な変更及び調整
均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（目的を変更しない）

合理的配慮決定

組織的な判断が必要

過重な負担とは

九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領より

第5 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については、障害者差別解消法の趣旨を損なうこと（具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなど）なく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

(1)教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

(2)実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

(3)費用・負担の程度

(4)本学の規模、財務状況

診断書および聴き取った内容から、定期的な受診（透析治療）が必要であり、試験日の欠席時における配慮が**必要**だろう。

別日実施用の試験問題を作成することに過重な負担がある
→試験の別日程による実施等での代替は**適当**ではないだろう。
→レポート提出による代替であれば**検討可能**

必要性

適当性

障害特性や症状に応じた検討

合理的配慮要望：

試験の別日程による実施等での代替

受験選抜目的・評価基準・授業目的・3ポリシーに応じた検討

相談

建設的対話

学外医療機関
学内専門機関
インクルージョン支援推進室

慢性腎不全の学生

部局/授業担当教員

合理的配慮：
障害による社会的障壁を除去低減するために必要かつ適当な変更及び調整
均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（目的を変更しない）

合理的配慮決定

組織的な判断が必要

過重な負担とは

九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領より

第5 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については、障害者差別解消法の趣旨を損なうこと（具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなど）なく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

(1)教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

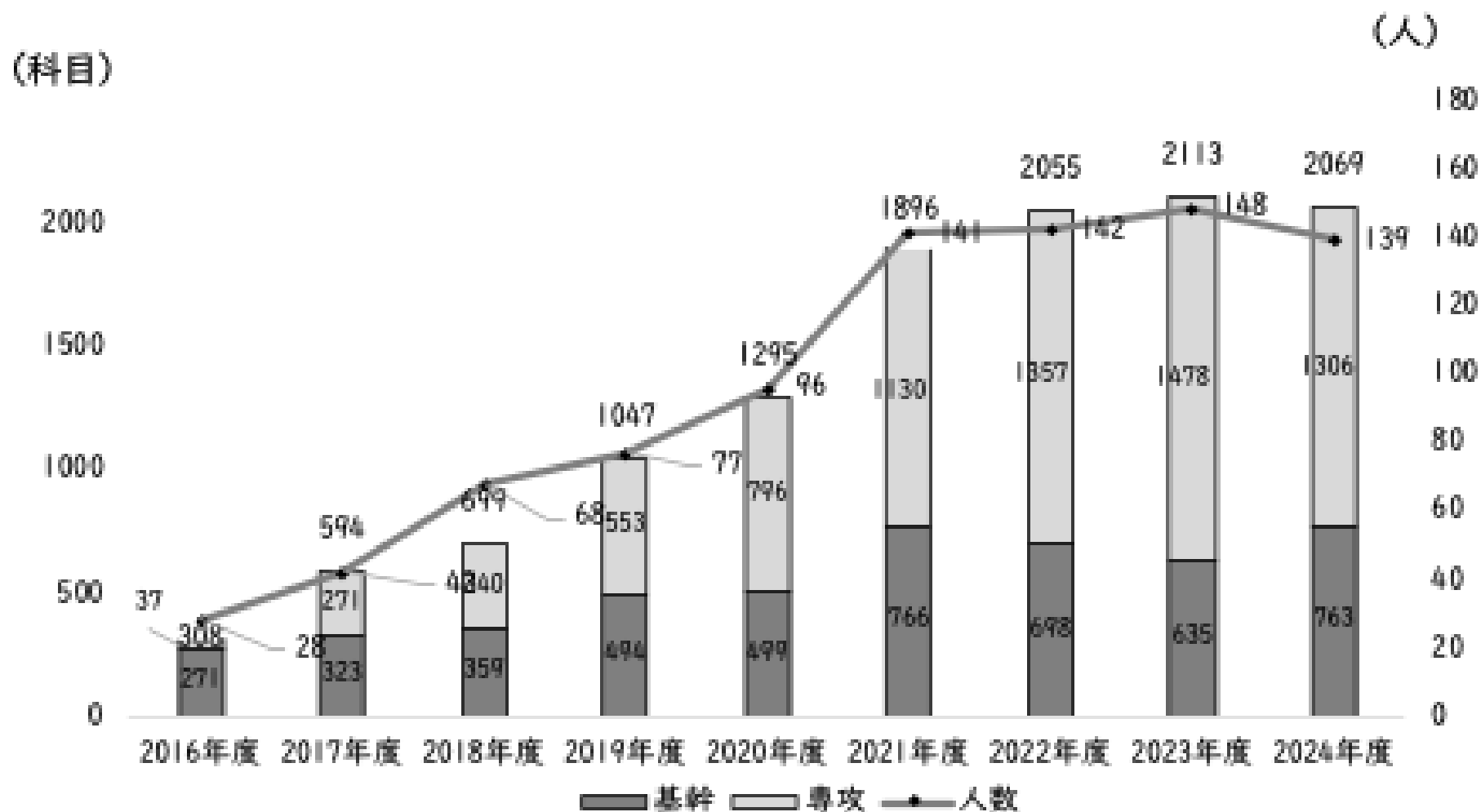
(2)実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

(3)費用・負担の程度

(4)本学の規模、財務状況

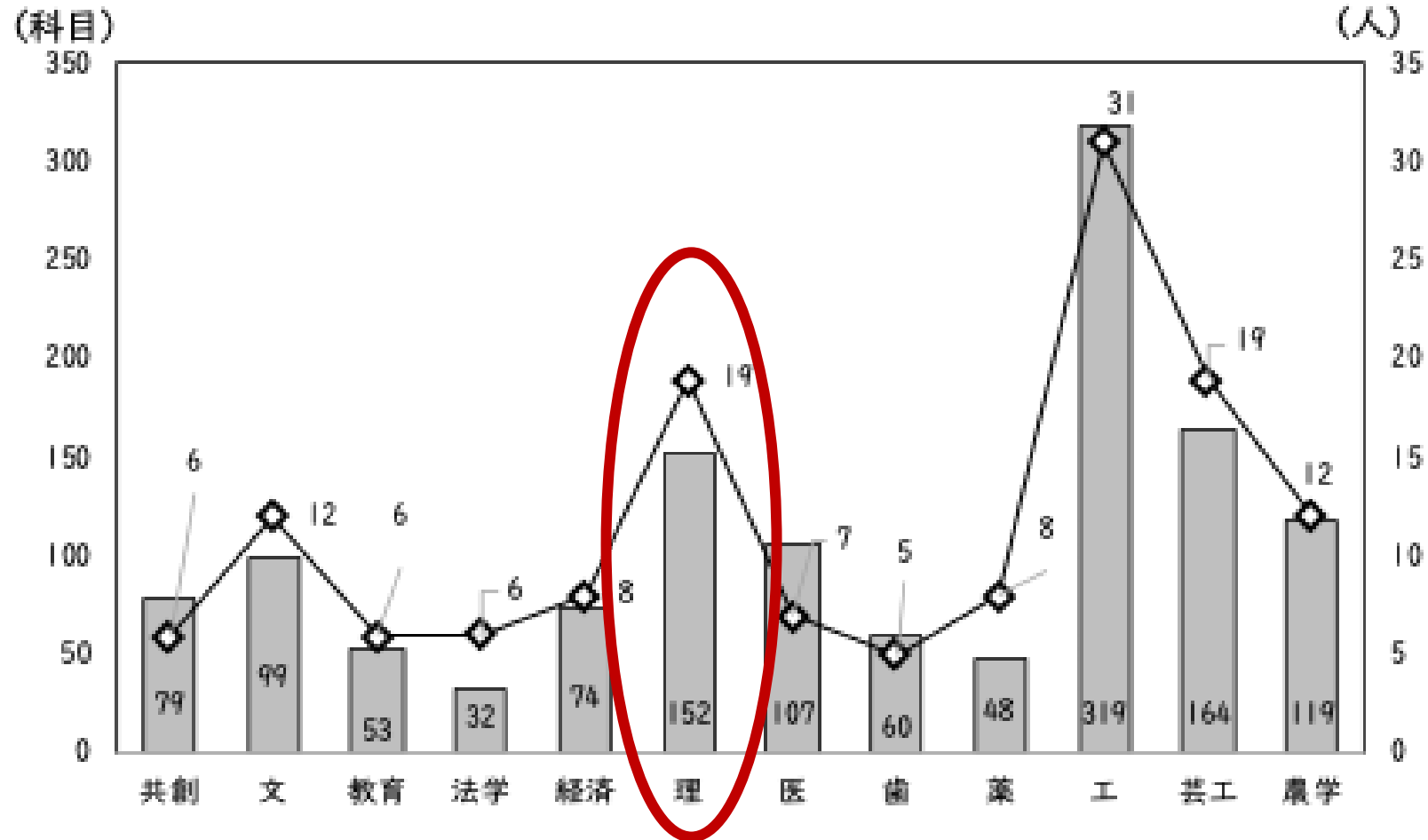
合理的配慮の現状について

全学の合理的配慮の状況



合理的配慮申請科目数および申請実人数の年度ごと推移

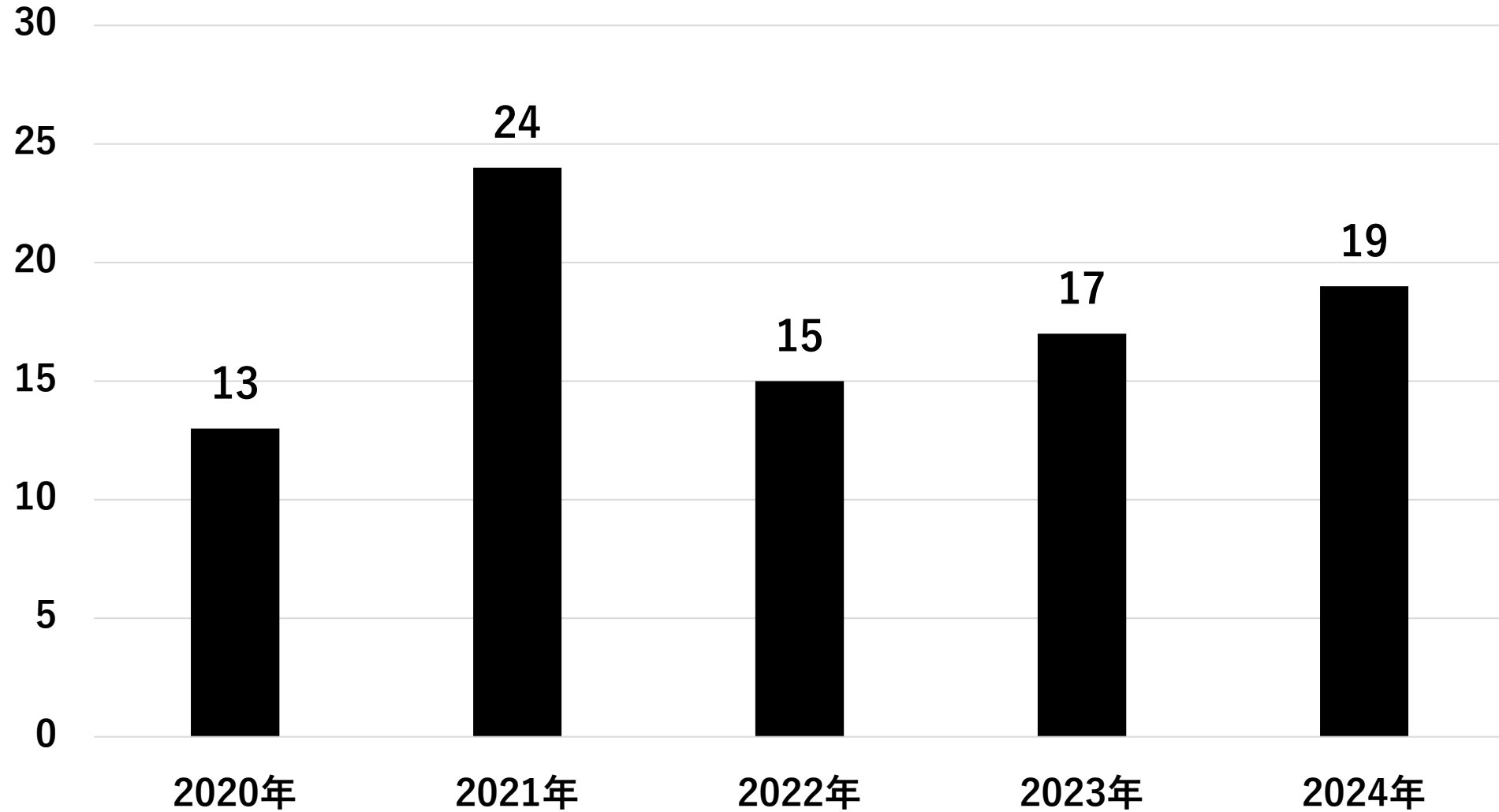
学部ごとの合理的配慮の状況



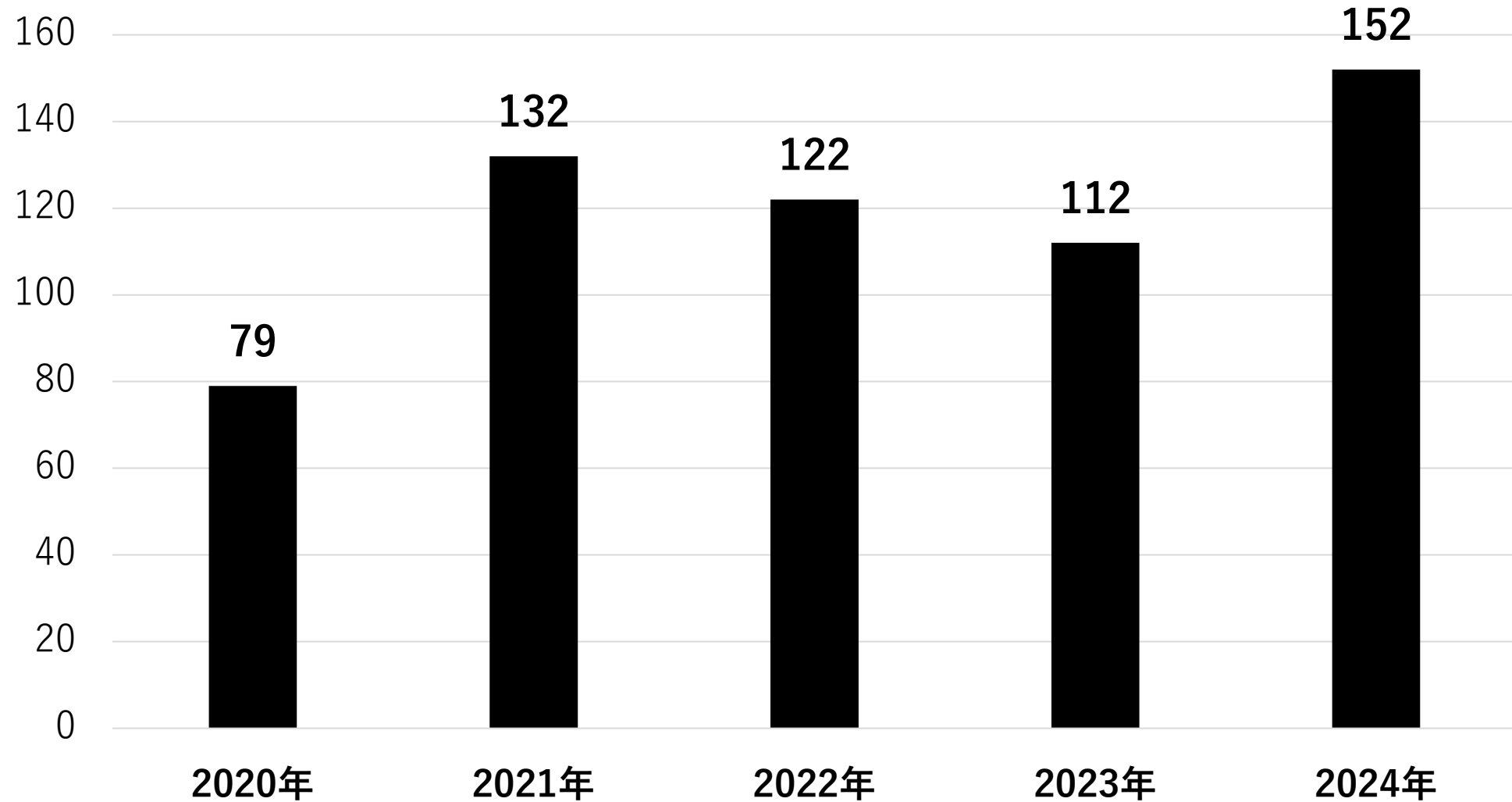
共創 文 教育 法学 経済 理 医 歯 薬 工 芸工 農学
 共創 文 教育 法学 経済 理 医 歯 薬 工 芸工 農学

申請先学部ごとの合理的配慮申請科目数および申請実人数※ (2024年度)

理学部科目への申請者数の推移



理学部科目の申請科目数の推移



理学部・理学府の合理的配慮の状況(個別事例)

※個人情報を含むため
当日スライドにてご提示します

理学部・理学府の合理的配慮の状況(個別事例)

※個人情報を含むため
当日スライドにてご提示します

理学部・理学府の合理的配慮の状況

申請のあった配慮内容

- ・ 課題提出期限の延長
- ・ 授業資料・重要情報の送付
- ・ 遅刻・欠席回の学修のレポート課題等での代替
- ・ 授業内容や重要情報の視覚的提示
- ・ 発表・試験・実験の別日程による実施（レポート課題等での代替を含む）
- ・ 途中入退室の許可
- ・ 発表形態の配慮（個別での実施等）
- ・ 発言を求める際の配慮（事前に指名を予告する等）
- ・ 課題内容・指示の具体化（スモールステップで進める等）
- ・ グループワーク等での配慮（人数調整・司会進行の明確化・1人ずつ発言等）
- ・ オンライン授業の実施
- ・ 座席の確保（前方・後方・出入口付近・静かな座席等）
- ・ 説明箇所の明確化（指示語をなるべく使用しない等）
- ・ 別室での受験試験時間の延長
- ・ 試験の受験条件の変更・調整
- ・ 板書の写真撮影の許可

**遅刻欠席時や課題提出に
関するの配慮が多いが
様々な配慮内容がある**

III. 事例

<過敏性腸症候群の学生>

学生A：不定期な腹痛がある。特に朝は症状が生じやすく、遅刻や欠席する可能性。

◎ (前期) 配慮申請内容

- ① 「途中入退室の許可」
- ② 「実験・試験・実習の別日の実施やレポートでの代替」
- ③ 「試験時間の延長」などを申請

◎ 担当教員からの回答

- ①以外は「実施不可」 ②の理由：過重な負担である
③の理由：不公平である

◎ 建設的対話実施後

- ・ ③については「実施可」
- ・ 学生支援系の職員による監督の上で、別室での受験（試験時間の延長）を実施

◎ (後期) 配慮申請と担当教員からの回答

- ・ 同様の申請をするが、再び②③は実施不可 理由は同様
- ・ 学生：対話を希望せず（いらつく、顔を合わせたくない等）

<過敏性腸症候群の学生>

◎ 状況のまとめ

配慮内容	前期			後期	
	教員からの回答	建設的対話の有無	建設的対話後の回答	教員からの回答	建設的対話の有無
① 途中入退室の許可	実施可	実施	実施可	実施可	実施なし 学生が対話 に拒否的
② 実験・試験・実習の別日の実施やレポートでの代替	実施不可 【理由】 過重な負担である		実施不可 【理由】 過重な負担である	実施不可 【理由】 過重な負担である	
③ 試験時間の延長	実施不可 【理由】 不公平である		実施可 別室での受験（試験時間の延長）を実施	実施不可 【理由】 不公平である	

Fair is not equal. 「平等」と「公平」は違う

野球観戦に公平に参加できるように、授業に公平に参加できるように、みんなとは異なる特別な配慮をすることは不公平ではない（参加の機会を公平に）



同じ配慮
同じ ≠ 公平
Fair is not equal



この人だけ特別に異なる配慮
→ 合理的配慮
同じではない ≠ 不公平
Reasonable Accommodation



初めから多様性に対応
ユニバーサルデザイン
Universal Design

不当な差別的取り扱い（障害者差別）に該当しうる回答例

合理的配慮内容	修学上の困難	教員の返答	備考欄
オンライン授業の実施	体調が不安定 (うつ病)	実施不可能	①特に予定していない 代替措置は取らない
(途中退室時間分の) 試験時間の延長	体調が不安定 (潰瘍性大腸炎)	実施不可能	②他の学生に不公平。本学生のみ特別扱いはしない。
試験の別日程での実施	体調が不安定 (うつ病)	実施可能 要検討	③追試として対応するが、 成績上限はDとする

合理的配慮：従来のルールや規則を障害状況に合わせて変更・調整すること

① 「特に予定していない」「代替措置は取らない」等は、個別の事案を勘案せず、一般的・抽象的な判断となるため、**正当な理由に当たらない可能性(=不当な差別的取り扱い)**

② 合理的配慮がない状態は障害学生と他の者の平等(公平性)が保障されていない状態。**教育の目的・内容等の本質からの回答ではなく、正当な理由に当たらない可能性**

③ **合理的配慮の提供を理由に不利益に扱うことは、不当な差別的取り扱いとなる。**
(機会の保障：追試の範囲内で行うことは構わないが本試験と同等に取り扱う必要)

合理的配慮の提供における建設的対話

合理的配慮の検討においては、学生本人が教員や関係者と対話を行い、困難さや現状等について相互理解を図ることが重要です。教員との建設的な対話が十分に行われない場合、合理的配慮の調整が円滑に進まないことがあります。

- ① 合理的配慮申請に対する返答においては、
教育の目的・内容等の本質から「適当性」を判断する。
 - ・ その際、「要検討」や「実施不可能」な場合は、その理由等を科目ごとの目的に照らして説明し、合意形成に努める
 - ・ 学生との建設的対話は、書面、メール、授業後の対面で直接話す等、方法は様々。
- ② 配慮が本質変更にあたる場合や、過重な負担にあたる場合は、
学生との建設的対話のもと相互理解を図り、代替措置の選択も含めて対応を検討
 - (1) 教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度
(その目的・内容・機能を損なうか否か)
 - (2) 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 本学の規模、財務状況

IV. 来年度の 合理的配慮WEBシステムについて

申請書への回答がシステム上で入力可能に！

必要な配慮

オンライン授業の実施 **常に**

配慮提供者記入欄

回答

実施可能

合理的配慮の妥当性の観点から、申請されている配慮が実施できる。
(教育目的・評価基準を変更しない、過重な負担ではない)

実施機会なし

申請されている配慮を実施する機会がない

例：リスニングに関する配慮が要望されているが、リスニングを実施する予定がない／
レポート課題に関する配慮が要望されているがレポート課題を課す予定がない等

※既に授業が終了している場合は「実施機会なし」を選択してください。
ただし試験やレポート等がある場合には配慮内容を確認し回答してください。

建設的対話で決定

配慮実施の方法等について検討が必要である、条件付きであれば実施可能である、代替案を提示する等

例：「グループワーク等での配慮」において、グループの人数やグループ間の距離等具体的な配慮の方法を検討する／
「遅刻・欠席回の学修の機会の保障」において、レポート課題を課すことは難しいが、授業資料を提供することは可能である等

📌 備考欄に 検討する内容、条件、代替案等を入力してください。

実施不可能

合理的配慮の妥当性の観点から、申請されている配慮の実施が適当ではない
(教育目的・評価基準を歪める、過重な負担である)

📌 備考欄に 理由を入力してください。

理由

要検討もしくは実施不可能の場合は、必須

合理的配慮Webシステム（デモ版）

実際に動かしてみます。

ご清聴いただきありがとうございます

アンケート回答のお願い

今後のFDの参考とさせていただきますので、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。

<https://forms.gle/tk7fRgXbnQYc7kZy8>

